

日程第 24. 議案第 57 号 津嘉山幼稚園園舎新增築工事（建築）の請負契約について

○議長 宮城清政君 日程第 24. 議案第 57 号 津嘉山幼稚園園舎新增築工事（建築）の請負契約について議題とします。まず、本案に関し、提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 57 号 津嘉山幼稚園園舎新增築工事（建築）の請負契約についてであります。津嘉山幼稚園園舎新增築工事（建築）について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めます。

記 1. 契約の目的 津嘉山幼稚園園舎新增築工事（建築）。2. 契約の方法 指名競争入札による契約。3. 契約金額 7,855 万 7,040 円。4. 契約の相手方 住所沖縄県那覇市字上間 210-1 商号有限会社大満土建 代表取締役大城文男。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 議案第 57 号 津嘉山幼稚園園舎新增築工事（建築）の詳細についてご説明いたします。

2 ページに入札結果報告書を資料として付してございます。17 社の応札で 16 社が入札をしてございます。7 番目の有限会社大満土建が落札でございます。これには最低制限価格を設けてございましたので、4 社で入札価格が同額でございましたので、くじを引きまして大満土建さんが落札でございます。

それでは、3 ページの工事の概要についてご説明いたします。工事名 津嘉山幼稚園園舎新增築工事（建築）。工事場所 南風原町字津嘉山地内。工期 平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 8 日まで。主な施工内容につきましては、建物規模が園舎面積 376 平方メートル、構造で鉄筋コンクリート造 1 階建て。工事内容 直接の仮設工事。これは、足場になります。地業工事。これは、杭打ちです。コンクリート工事、それから既製コンクリート工事、これはブロックになります。石工事、これは人工大理石でトイレ等になります。それから木工事は、窓枠等です。左官工事、外壁とトイレ。金属製建具工事、これはアルミサッシになります。塗装工事。ユニット及びその他工事は、家具類になります。土工事、これは穴を掘る工事です。鉄筋工事、型枠工事。防水工事は、屋根になります。タイル工事、トイレ、玄関等です。金属工事、天井の格子等になります。木製建具工事、これは木製ドアの扉です。硝子工事は、窓ガラス工事です。内外装工事、これはクロスで天井と床等になります。それが工事の内容になります。

次のページは、契約相手方工事実績表で、23 年度から 26 年度まで付けてございますのでご確認をお願いいたします。

それから5ページは、配置図になります。右側下のほうが津嘉山幼稚園の園舎と運動場です。園庭のほうに延びていくかたちの今回の建築になります。

次、6ページです。黒塗りの部分が現園舎でございます。白い部分が今回の工事の部分でございます。保育室が1、2、3の3部屋でございます。その中を挟みまして廊下がございます。そして、園児用のトイレが保育室1と2との間にございます。保育室3には右手にあります。それから、玄関ホールも今回の増築に入ります。そして、職員室も白くなっている所は職員室を拡張となります。以上、説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 少し教えてください。今度の増築分は、4歳児の園児を受け入れるということでのものです。新しく造る教室と今まであった教室、今まで玄関ホールがありました。そして、職員室があります。4歳児を受け入れるときのホール、それから職員室は、今ある園舎であるのか、それとも別々に新しく造る教室の中で4歳児の職員が採用されると思うのでそこだけのもの、つまり、5歳児を保育する皆さんと4歳児を保育する皆さんは別々になるのか。玄関ホールも含めて、どこからどういうかたちで園児たちを迎えるのか。それも含めて説明していただけますか。これは、各幼稚園とも言えますね。これから提案される各幼稚園ともそれが言えると思います。新しく4歳児が保育されます。その教諭の分の教室が中に入って、5歳児についてはこれまでどおりの教室、職員室があって、職員がそれぞれに分かれていくのか。4歳児、5歳児の園児たちが別々の教室、靴箱があって別の所から入っていくのでしょうか。そこがどうなっているのかももう少し詳しく説明していただけますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 ただいまのご質問にお答えいたします。まず、職員室でございます。今回、6ページの図にございますように、職員室は現在の部分に白くテーブルが並んでいるようなかたちがございますね、その部分が職員室としての増でございます。4歳児、5歳児の職員の皆さん、教諭の皆さん、職員室は1つです。それから、四角く格子状になっている所が玄関です。そこに靴箱等を配置して、それで左側の遊戯室のホールは一緒でございますので、この図からすると既存の木の所から入ってくるようなかたちで、玄関には行って左側が5歳児、右の白くなっている部分が4歳児という造りになってございます。玄関は一緒に入ってきて、右側が4歳児、左側が5歳児ということで玄関口は1つでございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 心配していましたが、そういうふうにして欲しかったです。園行事であるとか園児たちの教育はお互いに意見を出し合って教育していくことが非常に大事であって、職員がばらばらになるとしたらおかしいので心配していましたが、今の答弁を聞いて安心しました。園の行事があるわけでしょう。授業参観であるとか親子で出席する園の行事が一杯あると思う。そういった意味で、保護者も入りやすいようきちんとしておいたほうがいいと思います。その工夫もされていると思いますので、ぜひ早めに建築して、一般質問でも話をしましたが早めに建築を終わらないと5歳児の保育の準備、靴箱には子どもたちの名前も入れなければいけないでしょう。鞆かけであるとか、教室内の準備をしなければいけない。早めに建築が終わるよう、そして準備ができるようお願いして質問を終わります。答弁、ありがとうございました。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 図面が小さくて分かり難いので確認をしたいところがあるのですが、給食受入室があって、新しく増築する所に給食パンの受入室はありますけれども、この距離の離れに支障はないですか。他の園にはそういうことは見られないようですが、津嘉山幼稚園は給食受入室を改造して受け入れるとかそれができないのか。またはそのほうが望ましいのか。確認をしたいと思います。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 ただいまの質問にお答えいたします。給食受入室の増築ですが、平成24年度に増築したということでまだ会計検査期間中であることもありまして、こちらの壁を一部撤去して増築することは厳しく今回はパンの受け室のみを新增築する箇所に設置するというので、幼稚園とも調整しながら計画を進めてきております。園のほうにも納得してもらっているということで、支障はないとみております。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 5歳児の新築分とのことですが、右側が4歳児だと。ところで、3歳児については検討中、まだ分からないということではあるのですが、それに対応するための造りになっているのかどうか。例えば3歳児も受け入れるとなったときに、では園舎はどこに、その上にでも造れるような例えば基礎になっているのかどうか。全く

平成27年第3回定例会9月30日

なしということであれば、それは関係ないのでしょうかけれども、これから検討するという
ことになっていますので、そのへんの対応はどうなっているのでしょうか。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 ただいまの質問にお答えします。3歳児の受入については、
平成29年度に検討するということが計画しておりますので、今の平面計画では4歳までと
しております。平成29年度でもし3歳児受入をすることになれば、2階等に増築するとい
う検討をしておりますので、その対応も今回の増築のなかで基礎・柱等の対策は進めてお
ります。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時54分）

再開（午前11時56分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。議案第57号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の
付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第57号については、委員会の付託
を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議
案第57号 津嘉山幼稚園園舎新增築工事（建築）の請負契約について採決します。本案は、
賛成する方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。